危険物	
令第七条第二項第一号に掲げる危険物	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第四条第一項第四号に規定する危険工室等を有する建築物にあっては同号に規定する第一種保安距離（同規則第一条第十一号に規定する第一種保安物件をいう。）に対する保安距離（以下「第一種保安距離」という。）、同規則第四条第二項に規定する不発弾等解撤工室等を有する建築物にあっては同項に規定する第一種保安距離、火薬庫を有する建築物にあっては同規則第二十三条に規定する第一種保安距離、同規則第六十七条第四項に規定する不発弾等廃棄処理場を有する建築物にあっては同項第一号に規定する第一種保安距離
令第七条第二項第二号から第五号までに掲げる危険物	五十メートル
令第七条第二項第六号に掲げる危険物	十一（一ノ一一）メートル
令第七条第二項第七号に掲げる危険物	一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六条第一項に規定する製造施設である建築物又は同規則第二十二条若しくは第二十三条に規定する第一種貯蔵所である建築物にあっては同規則第二十二条第二項第十九号に規定する第一種設備距離、コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第五条第一項に規定する製造施設であって同項第二号に規定する保安距離、同項に規定する製造施設である建築物にあっては同号ロに規定する距離、同項第三号の表の第一欄に掲げる製造施設である建築物にあっては同項第二号及び第三号の規定による保安距離、同項に規定する製造施設である建築物にあっては同項第四号に規定する製造施設である建築物にあっては同項第五号に規定する製造施設であって同項第五号に規定する製造施設であって同項第五号に規定する製造施設であって